

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集等により、市街地における火災は大規模化になる危険性が増している。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動への影響を抑制するとともに、市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

第1節 災害に強いまちづくり

(全部局)

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化の確保

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

(2) 実施計画

- ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 都市計画法に基づき、建築物の密集度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定める。
- ウ 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。
- エ 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- オ 市道について、国・県道との連携を図り、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- カ 木造密集地や、公共施設の整備が立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。
- キ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

- 2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑えるとともに、市民の生命、

財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

- ア 建築基準法に基づき、規模等により建築物を耐火構造・準耐火構造とするよう指導する。
- イ 防火地域・準防火地域以外の市街地においては、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- ウ 学校、病院等で消防法第8条に定める防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備、その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しており、その履行を促進する。
- オ 文化財の管理・保護について、所有者又は管理者に対し指導と助言を行い、防災施設の設置促進と助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要がある、その備えとして体制等の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画策定
- 4 避難誘導計画の作成

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進とともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要となる資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ調達先を調整のうえ定める。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の基準による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備を計画的に整備するとともに、高規格化を促進する。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、市民の協力を得て発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を、関係機関が適切、迅速に入手することが不可欠である。そのために、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立する必要がある。

また、医療機関の患者受入体制、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が情報を把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

なお、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が更に高まるものと考えられ、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関と連携がとれるよう関係機関を交え調整する。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請についても、あらかじめ方法を定める。

ウ 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

エ 市立大町総合病院等の医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を整備する。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防力及び活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画規模

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に、迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動に万全を期する。その際、次に掲げる事項に、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するよう、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員が減少傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団の活性化と育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するよう、消防水利施設等の整備を図るととも

に、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽を整備するとともに、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火・救助活動等は、消防団とともに市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が重要となることから、地域の実情に応じた、自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織は細分化し、きめ細かな活動のできる体制に組み替える。

また、これらの組織の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施により育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 火災予防

a 防火思想

大規模な火事災害発災時において、火災の同時多発を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する消火器具等の常備及び、その取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の場合には、締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から、応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

ア 災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成、配布等により市民等への周知を図る。

イ 大規模な火事災害時の指定緊急避難場所については、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全な区域内に立地する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、大規模な火事災害に特有の対応策について定める。

第1節 消火活動

(危機管理課)

第1 基本方針

大規模火災発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的・物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない又は実施することが困難と認められるときは相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、火災が発生した場合、消防機関は関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生時には発生場所や状況、消火栓・防火水槽等の被害状況、道路状況について、出動隊の報告や警察・道路管理者との連携による情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災の発生時においては、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動

を行う。

(ウ) 応援要請等

a 市長又は北アルプス広域連合長は、速やかな被害状況等を把握し、これらの状況から消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等、緊急の必要があるときは他の地方公共団体等に対し応援要請等を行う。

b 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第2章第4節「ヘリコプター運用」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

第2節 避難誘導活動

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火災により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

火災発生後、建築物の所有者等は、建物内の利用者に対し、適切な避難誘導活動を実施する。避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講ずる。

また、公共建築物は、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

庁舎、病院、社会福祉施設、市営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、災害の再度発生防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを進めるため、復旧・復興の基本方向を決定するとともに、推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復旧・復興の進め方

(全部局)

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建方針として、いっそう災害に強いまちづくりのため、中長期的な課題の解決を図る計画的復興を進めるにあたり、復興計画を作成するとともに、市民の理解を得て、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを推進する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を、可及的速やかに実施するため復興計画を作成し、推進体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画

(1) 基本方針

被災地域の復興にあたり、いっそう災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要する多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

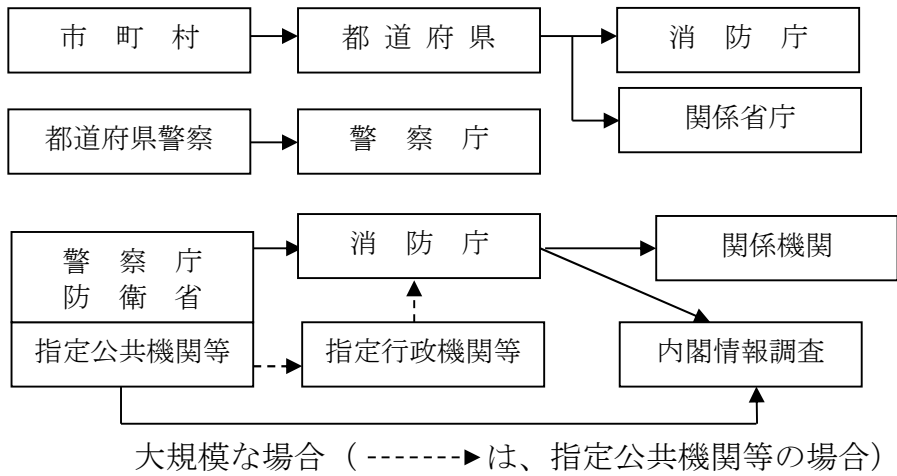
また、計画の迅速・的確な作成と遂行のため、計画の推進とともに、地方公共団体間及び国との連携等、調整を図る体制を整備する。

(2) 実施計画

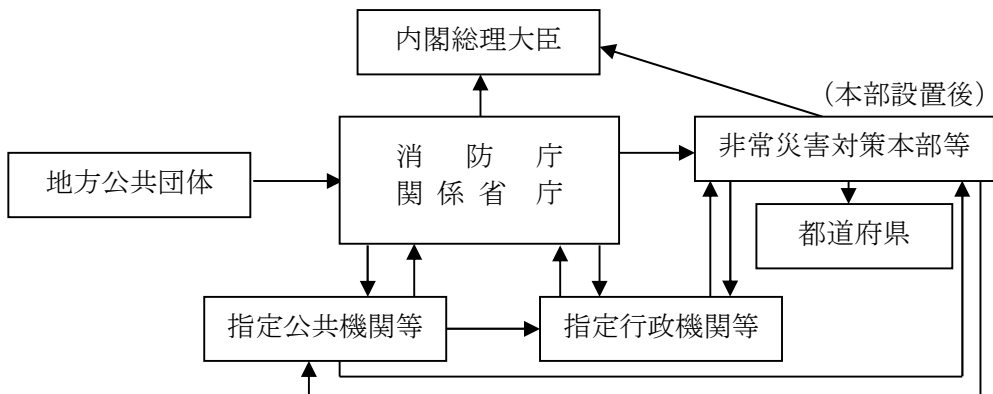
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得て、迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

2 大規模な火事災害における連絡体制

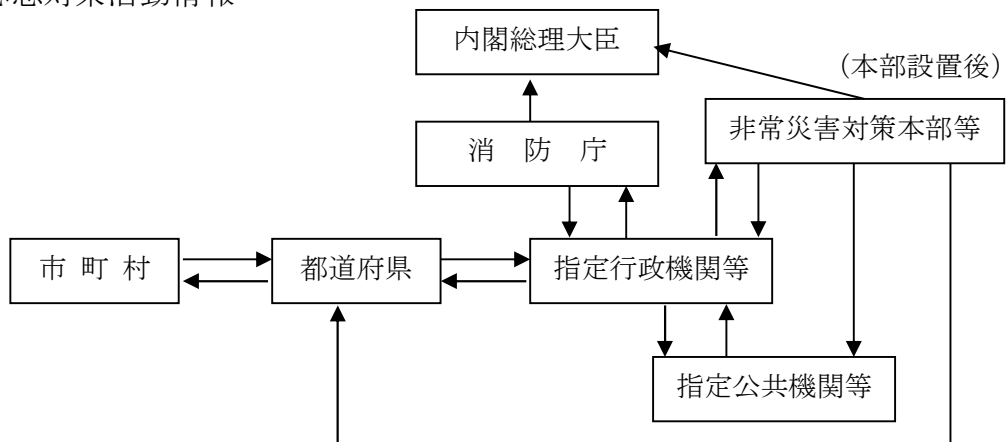
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。